

【研究ノート】

児童相談所派遣警察官の業務と機能
——児童虐待対応を中心に——

須賀博志

社会安全・警察学研究所 所員
京都産業大学法学部 教授

はじめに

当研究所が中心となって進めてきた研究プロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」¹では、警察と児童相談所との連携を中心テーマとした。本プロジェクトにおいて、筆者は、連携の先進事例（グッドプラクティス）を収集する目的で、児童相談所に派遣されている警察官を対象とするインタビュー調査を主に担当した。

インタビュー調査は、①平成29年3月から平成30年3月にかけて、2つの県において、児童相談所に現に派遣中または過去に派遣経験のある警察官・警察職員合計6名を対象に個別に行ったものと、②平成30年8月に、6つの県から1名ずつ、現に派遣中の警察官に集まってもらって座談会形式で行ったものからなる。①と②で重複している方が1名いるので、全部で11名の方から話を聞いたことになる。児童相談所に派遣されている現職の警察官・警察職員は全国で35名なので²、ほぼ3分の1を対象とすることができた。

本稿は、この調査によって得られた知見をまとめたものである。インタビューへの協力を児童相談所と県警察本部にお願いするにあたって、個別の県の名称が特定されないような形で調査結果を公表するという条件で引き受けていただいたので、本稿では、派遣警察官の個人名や派遣先児童相談所の名称はもとより、県の名称も明らかにしない。そのため本稿では、都道府県の区別をせず、すべて「県」と表記する。政令指定都市設置の児童相談所も調査対象としたが、政令指定都市も「県」に含める。②の座談会において、各県それぞれに事情が異なる点もいくつか明らかになったが、本稿では、各県で共通する内容と、先進的な県で行われている取組みを中心に記述する。

なお、本プロジェクトでは当初、警察と学校との連携も研究テーマの一つとし、警察と教育委員会との人事交流（教育委員会に派遣されている警察官と、警察に派遣されている教育委員会の指導主事の双方がある）についてもインタビュー調査を行った。しかし、警察と学校との連携は、警察と児童相談所との連携に比べて歴史が長く、関係が成熟していて構造的な課題が少ないこと、また、児童虐待の取扱件数が急速に増え事案の内容や関係機関の対応も著しく変化しているのに対して、学校内事案は比較的落ち着いた推移となっていること、などの理由で、プロジェクトの中心テーマから外した。本稿の対象とはしない³。

¹ 科学技術振興機構社会技術研究開発センター（JST/RISTEX）の研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」を構成する研究プロジェクトの一つとして平成27年に採択され、平成30年度にかけて実施した。

² 平成30年4月現在。「平成30年度全国児童福祉主管課長・児童相談所会議資料」（平成30年8月30日、厚生労働省ホームページ、平成31年2月25日閲覧）602-603頁。現職警察官等の派遣の他に、児童相談所に再雇用されている警察官OBが175名いるが、本プロジェクトでは原則として調査対象としなかった。

1 派遣警察官の業務

まず、児童相談所に派遣されている警察官が、どのような業務を行っているか、列記する。本稿では、児童虐待対応に係る業務を取り上げるが、これらの業務のウェイトは感覚的に8割以上を占め、それ以外の非行少年対応などの業務⁴は多くても2割に満たないという。

1 児童相談所内で行われる会議への参加

児童相談所では、児童虐待への対応のために、(1)（緊急）受理会議、(2) 判定会議、(3) 援助方針会議、(4) 虐待進行管理会議が行われるのが一般的である。派遣警察官は、これらの会議に参加し、児童相談所側の質問に答えたり、児童相談所の対応に意見を述べたりしている。

(1)（緊急）受理会議

通告・相談により重大な虐待であるとの疑いが生じた事案について、個別に当面の対応方針を決定する会議である。事案が認知され、チェックシート等での危険度判定で緊急性があると判断されると、参加可能な管理職、通告・相談受理者その他の職員によって随時行われるもので、毎日数件ある。過去に通告や援助がなされた記録があるものや、保育所・幼稚園・学校などからの通告、医療機関や保健所からの通告は、実際に虐待が行われている可能性が高いため、受理会議の対象となる割合が高い。一時保護の必要が考えられる事案は、受理会議の対象となる。逆に、警察から通告されたものの中で面前DVの事案や、近隣からのいわゆる泣き声・怒鳴り声通報については、個別の緊急受理会議を行わずに、担当のケースワーカーのみで対応することが多い⁵。

派遣警察官がこの会議に参加するには、その者が児童相談所に常駐している必要がある⁶。この会議の場で派遣警察官に対して児童相談所側からなされる質問は、過去に通報や相談など警察での取扱いがあったか、加害者と疑われている親はどのような人物か、といったものである。これらの質問について、派遣警察官は、所轄警察署に問い合わせる情報を提供する。また、児童相談所側は、警察が事件化するか否かに関心を示すが、受理会議の時点では証拠状況はもとより、事案の詳細が分からないので、派遣警察官であっても事件化の可否の判断は難しく、同種の事案であればどう判断するかといった一般的な説明を行うことになる。警察から通告された事案で事件化が予想されるものについては、所轄警察署の担当者に立件するか否かの方針を問い合わせることもある。

警察以外から通告された事案については、受理会議において警察への通報あるいは情報提供をするか否かが決定される。この際に、事案の悪質性や加害の反覆、被害児童の安全確保⁷を重視する派遣警察官が警察に通報し事件化してもらうよ

³ このプロジェクトは警察と他の機関との連携をテーマとするため、学校と児童相談所の連携は対象外であるが、参考のために、児童相談所に派遣されている教育委員会の指導主事の方にもインタビューを行った。それによると、学校と児童相談所との相互理解は決定的に不足しており、初歩的なトラブルが頻発しているとのことであった。警察と児童相談所との関係に比べても、学校と児童相談所との関係には深刻な問題が多いようである。

⁴ 児童相談所と婦人相談所などを統合して「子ども家庭センター」といった組織としている県もある。そこに派遣されている警察官は、婦人相談部門での配偶者暴力被害者の相談への同席や、シェルターに入所している被害者の身辺警護（裁判所や警察署への出頭の際の付添い）、被害者の自宅への引越や荷物受取りへの同行、職員の加害者への説明への同行・同席、婦人相談部門の職員からの問合せへの返答などの業務も行っているが、月に数回程度で全業務の1割に満たないという。

⁵ 緊急受理会議を行わない多くの事案では、担当のケースワーカーが家庭訪問をして児童の安全を確認したら、助言指導を行った上で、通常週1回行われる定例の受理会議に一覧表などの形で報告され、児童相談所長がケース記録を決裁することで終結することになる。家庭訪問などにより虐待の重大性が予想よりも高いことが明らかになったら、改めて緊急受理会議を行うようである。

⁶ 派遣警察官が児童相談所に常駐していない場合には、一部の事案について受理会議中に電話で意見が求められることがある。

う主張するのに対し、児童相談所側が難色を示すことが、しばしばあるようである⁸。難色を示すのは、児童相談所が通告をした他の機関、たとえば学校や医療機関との関係を気にすることが、その一因である⁹。また、被害児童が警察への通報や事件化を拒否する場合も、児童の意思を尊重するか否かについて難しい判断が迫られる¹⁰。このような意見の対立が生じたら、最終的には児童相談所長の判断に従うことになるが、それまでに内容の濃い議論の応酬が行われることもある。このような対立は、警察官の派遣がはじまったばかりの頃には多いが、児童相談所と警察との相互理解が進むと、徐々に減少していくとのことである。

逆に、児童相談所が事件化を望まない場合や、状況からして事件化されないであろう事案についても、警察への通報を行うことがある。児童相談所の指導を聞かない親であっても、警察の介入や警告があれば態度を改める可能性があるからである。

(2) 判定会議（ケース会議）

受理会議で決定された当面の対応方針に基づいて、児童相談所の職員は、家庭訪問をして被害児童の安全確認を行ったり（安全でない場合には一時保護をする）、被害児童や通告者・保護者・関係者からの聴き取りを行ったり、関係機関からの情報収集を行ったりする。それらの情報を分析して、児童相談所の各専門職は、社会診断・心理診断・行動診断・医学診断などを行う。これらの診断結果を持ち寄り、総合的な見地から虐待の有無を判断し、今後の援助方針を検討するのが、判定会議である。児童相談所長、各課長、諸診断の担当者、事案の担当ケースワーカーが参加し、通常、週1回行われる¹¹。

派遣警察官が常駐している場合はこの会議に毎回参加するし、週1回程度児童相談所で勤務する場合も参加することがある。しかし、発言することはあまりない。受理会議後の調査で深刻な虐待が明らかになった場合に、警察に通報するよう助言することがある。

(3) 援助方針会議

子どもや家庭に対する長期的な援助が必要な事例について、その方針を作成あるいは確認するために行われる。児童虐

⁷ 複数のインタビューイから、安全確保についての意識が警察と児童相談所でかなり違うという発言があった。警察は自分たちの目に見えている客観的な状況（子どものケガや服装など）を重視して、万一のことを考えてとりあえず安全の確保を図ろうとするが、児童相談所は継続的な関わりの中で得られた総合的な評価を重視するという。とりわけ、児童相談所が継続的にかかわっている家族について警察への虐待通報があった場合、警察はたとえば親が子どもを殴ったという現象を捉えて一時保護を主張するが、児童相談所はその家族の状況が長期的に見て改善されていると判断している場合、一時の感情的な暴力に過ぎないとみて、助言指導に留めようとする。警察から見ると、児童相談所の判断は自分たちのあずかり知らない情報を根拠にしているので、本当に安全といえるか不安になるわけである。

⁸ 逆に、児童相談所側が警察による事件化を積極的に望む場面がままある、という県が1つだけあった。

⁹ たとえば、児童虐待防止法6条では市町村や児童相談所への通告義務が定められているが、警察への通報義務はない。それゆえ、医療機関などは児童相談所にもみ通告をすることが多い。医療機関が警察に通報すると、保護者が、医療機関に抗議したり、子どもを医療を受けさせないまま連れ帰ったりすることがあるからである。医療機関から通告される事案には、派遣警察官からみて警察での事件化が必要な事例がかなり含まれるが、児童相談所側は医療機関の希望を受けて、明らかに重篤・悪質な事案とはいいたくないものについては警察への通報を躊躇することがあるという。

¹⁰ 性的虐待事案は、警察では重大事件ととらえられており、認知すれば捜査の対象とするのが通常の扱いになっているので、比較的年長の被害児童が警察への通報を拒否している場合には、児童相談所は通報に慎重な姿勢になる。児童に事件化に同意するよう説得するが、それでも警察に通報しないこともかなりあるようである。もっとも、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、性的虐待事案は、外傷、ネグレクトとともに、情報を「必ず児童相談所と警察との間で共有すること」が明確化されたので、今後の取扱いは変化すると予想される。

¹¹ 多くの児童相談所では、週に1回、定例の会議日を設け、この判定会議と次の援助方針会議、さらに定例の受理会議（緊急性のない相談事案や泣き声通報・面前DVなど軽微な事案であって緊急受理会議の対象とならないものについて協議し、既にとられた対応を報告・検討する）を続けて開催するという運用にしているようである。半日がかりで数十件の事案を検討することになる。

待事案の場合は、一時保護を解除する被害児童について、家庭に返すか、児童福祉施設に入所させるか、里親に委託するか、といった判断がなされる。被害児童の成長につれて、進学や就職などで状況が変わる場合の報告もある。児童相談所長、各課長、諸診断の担当者、事案の担当ケースワーカー・児童心理司が参加し、通常、週1回行われる。

派遣警察官は、どの県でも必ず、この会議に参加している。すなわち、派遣警察官が児童相談所に常駐しない場合であっても、児童相談所への勤務日は、援助方針会議の定例日に設定されている。とはいえ、派遣警察官の意見が求められることは少ない。会議の議題となった事案が警察・検察で捜査中の場合に、勾留や起訴の見込みが話題となり、補足説明をする程度である。被害児童が児童福祉施設に入所することになった場合などに、加害親による連れ戻しを警戒するよう、施設を管轄する警察署や交番に連絡をすることもある¹²。

(4) 進行管理会議

支援が継続している全案件について、現状の進行具合を共有するための会議である。係長以上が参加して、月に1回または2回行われる。児童相談所に常駐している派遣警察官も参加するが、会議の性質上、発言することは稀である。

2 個別案件での警察との間の連絡調整

児童相談所に常駐している派遣警察官にとって、この業務がもっとも大きなウェイトを占める。虐待対応の進行に応じて、さまざまな場面で柔軟な対応が必要とされている。

(1) 通告の受理の場面

この数年、児童虐待通告の半数以上は警察からのものであるが、通告書の内容について不明な点がある場合に、派遣警察官が問い合わせることがある。たとえば、面前DVの通告書において、通報を受けて臨場した警察官がその家庭の子どもの安全確認をしたかどうかははっきりしない場合に、当該警察官に電話で事実確認をする。また、通告を受けた児童相談所の職員が家庭訪問や電話をすることを、臨場した警察官が保護者に説明をしたか否かを確認することもある。県によっては、単なる事実確認を超えて、保護者が児童相談所からの電話に出ない場合に、警察署の生活安全課に依頼して、児童相談所からの電話に出るように言ってもらうこともある。

警察からの通告以外の事案では、危険度判定などのために必要な情報を警察に問い合わせる。問い合わせる内容は、前述1(1)で挙げたのと同じく、児童虐待での過去の取扱いの有無や親の人物などである。

このような比較的簡単な事実確認は、児童相談所への警察官の派遣がはじまって数年間は派遣警察官の業務とされる。しかし、児童相談所と警察との信頼関係が形成されてくると、派遣警察官は警察の担当者（多くは警察署の生活安全課）と連絡先を担当ケースワーカーに教示するのみで、ケースワーカーから直接に警察に連絡をするよう誘導している。

(2) 警察による事件化（立件）が考えられる場面

受理会議において警察に通報すること、あるいはそれを検討することが決められたような事案では、派遣警察官が事件化が可能か否かを検討することになる。事件化するためには、傷害や遺棄といった犯罪構成要件に該当する事実が存在したことを確認する必要があるため、派遣警察官は、子どもや関係者から聞き取りをするケースワーカーに対して面接時に確認してほしい内容を伝えて、面接によって得られた情報を整理する¹³。また、ケースワーカーの家庭訪問に同行して、自らの目で状況を確認する。このようにして得た情報は、通報時またはその後に、派遣警察官から警察に伝えることになる。

¹² 判定会議や援助方針会議では、児童虐待事案だけでなく、非行や養護の事案も疑題になる。非行の事案では、派遣警察官が、警察による立ち直り支援につなぐなどの役割を果たすことがある。

¹³ 児童相談所のケースワーカーが子どもから事実確認を行うのは、司法面接の対象とならない一般的な事案の場合である。司法面接をする可能性がある事案では、記憶の汚染を避けるために、事件についての聞き取りはせず、後述のように司法面接の調整をすることになる。

ただし、性的虐待事案など司法面接（警察・検察・児童相談所による協同面接）が予想される事案では、記憶の汚染を防止するために、児童相談所で被害児童に対する事実確認を行わない。事案を認知した児童相談所または警察が直ちに関係機関に連絡をし、司法面接の準備を始める。派遣警察官が児童相談所の窓口として連絡調整を担当することが多いようである¹⁴。面接の事前・事後協議にも同席するし、面接時にはバックスタッフとしてモニター室に詰めることが多い。なお、インタビューで伺った範囲では、子どもへの面接者には検察官がなる県が多かったが、警察の少年補導職員が面接者となった事例もある¹⁵。

これら以外で事件化の可能性がある事案については、児童相談所は、その事案が実際に事件化されるか、加害親が逮捕されるか、逮捕はいつ頃行われるか、といった点に強い関心を持つ。親が逮捕され子どもの面倒を見る者がいなくなると、子どもを一時保護する必要が生じるし、加害親が逮捕・勾留されている間に子どもや家族の安全確保の措置を講じたり、家族関係の調整を集中的に行ったりするなど、児童相談所の子ども・家族への関わり方が大きく異なってくるからである。派遣警察官は、児童相談所の要請を受けて、警察の対応の方向性について情報を集める。多くの事案では、所轄警察署の生活安全課に問い合わせることになるが、捜査を担当する刑事課に直接かわることもある。場合によっては、児童相談所の担当ケースワーカーや管理職と同行して、所轄の警察署に赴くこともある。

児童相談所が事件化を望む／望まないという意見を有している場合に、それを警察とりわけ刑事課に伝達するか否か、については、県による違いが大きいようである。警察官の派遣がはじまってから間がない県では、事件化や逮捕の判断は警察の専権であり、児童相談所が左右できるものではないという考え方に立ち、児童相談所の意見を伝達しない傾向にある。派遣開始後数年経って信頼関係が形成された県では、児童相談所の意見を警察に伝え、警察は立件判断にあたってそれに相応の考慮を払うようになってくるという¹⁶。派遣警察官は、児童相談所の意見を警察に伝達する役割を担うが、その際には、児童相談所の意見の根拠となった事情も伝え、意見交換をする。事件化するか否かの判断を警察が下した場合には、派遣警察官は、警察の判断の理由を児童相談所に伝える。とくに、児童相談所が事件化を望んだのに警察がそうしなかった場合には、ある程度詳しく理由を説明するようである。

(3) 一時保護が必要となる場面

警察が事件化に踏み切り、加害親が逮捕される場合には、被害児童の一時保護をめぐる警察と児童相談所との緊張関係が高まる。児童相談所の一時保護所の多くでは、定員一杯の収容をしているのが常態となっているし、乳幼児から18歳まで、しかも被虐待児童と非行少年とを同じ空間で生活させるなど、被虐待児童にとって一時保護所は、虐待からは安全になるとはいえ、必ずしも快適な場所とはいいがたく、児童相談所は一時保護に慎重になることが多い。他方、児童の安全を最重視する警察は、事件化されれば、当然に児童相談所が一時保護によって児童の安全を確保すると考えていることが多く、被害児童が高度の危険にさらされていると判断したら、警察が保護をして児童相談所に身柄付き通告をすることもある。派遣警察官が双方からもっとも頼りにされる場面が、一時保護の調整である。

¹⁴ 検察との連絡調整は、児童相談所の常勤弁護士が担当するという県もある。

¹⁵ 司法面接の実施方法については、地方による差がかなりあるようである。司法面接を実施するか否かは最終的には検察官が決定するが、その際に警察本部の意見を重視するところと、児童相談所の意見を重視するところがある。後者の県では、事前・事後協議の際に児童への質問のしかたなどを検討するにあたって、児童相談所が重要な役割を担っている。司法面接の様子を記録した録音録画の取扱いも県により大きな違いがあり、検察・警察が捜査資料として管理し児童相談所にもなかなか見せてくれないところもあれば、検察にお願いすれば貸し出してもらえるところ、児童相談所用の録音録画を検察・警察用とは別に作成して児童相談所に保管するところもある。児童相談所には、児童福祉法28条の審判などで録音録画を証拠として利用したいといったニーズがあるので、児童相談所が録音録画にアクセスできないという取扱いは、司法面接に児童相談所が消極的になる一因となるであろう。

¹⁶ 警察本部ではなく警察署が取り扱う暴行や傷害の事案では、事件化（逮捕・書類送検）の判断は、刑事課長の意見を踏まえて最終的には警察署長が決定する。

児童相談所の関心は、いつ一時保護が必要になるかという点にある。それまでに一時保護所の部屋を空けておかなければならず、一時保護について子どもと保護者に説明をしたり保護者に告知したり入所時の健康・身体状況の確認をしたりするための職員の確保も必要である。夜間の一時保護は、職員の勤務変更を伴う。児童相談所は、緊急受理会議で即時の一時保護が必要と判断されたような場合は、一時保護所の定員を超過してもなんとかやり繰りをして一時保護を行うが、そこまでの緊急性がなく日程調整が可能であれば調整を行いたい。逆に警察にとって、逮捕をするか否かとその日時（すなわち一時保護が必要となる日時）は、もっとも秘匿する必要がある情報である。万が一被疑者にその情報が伝わると、逃亡のおそれがあるからである。そこで派遣警察官は、警察（多くは警察署の生活安全課長または刑事課長）に連絡して、可能な範囲で逮捕に伴う連携・調整を行う。

このような調整を行うには、警察と児童相談所間の信頼関係が前提となる。警察官の派遣がはじまったばかりの頃には、警察側では、逮捕するか否かの大きな方針は教えてくれるものの、着手日は教えてくれない課長が多い。派遣警察官は、一時保護の手続や保護所の状況を丁寧に説明して、着手日の情報が児童相談所に必要な理由を警察側に納得させなければならない。また、児童相談所の職員に対しては、警察から得た情報を、加害親にはもちろんのこと、被害児童や非加害親などの家族にも、保育所や学校などの関係者にも決して漏らさないように徹底する必要がある。このようにして、双方の理解と信頼が得られるようになると、警察との調整が円滑に行われるようになる。

なお、一時保護をするには、事前に、保護をする児童の年齢、性別、特性、病気やアレルギーの有無、説明・通告をすべき保護者などの情報が必要である。児童相談所から警察に通報した事案であれば、これらの情報は児童相談所が把握しているが、警察から児童相談所に通告した事案では、警察の把握している情報を派遣警察官が収集して児童相談所に伝える。もっとも、児童の病気やアレルギーについて警察は関心がないし、逮捕直後の慌ただしい段階で保護者にこれらについて聞くことは難しく、児童相談所では保育所や医療機関などから情報を得ているようである¹⁷。

警察による事件化がされない事案でも、被害児童の一時保護がなされる場合がある。この場合には警察との連絡調整は必要がないが、親が子どもの返還要求を児童相談所に対して行うことがある。そのような場合には、派遣警察官は、担当のケースワーカーや管理職とともに親に対応する。親が暴行を働くこともありうるので、派遣警察官が頼りにされる場面である。

(4) 警察が捜査を行っている場面

加害親が逮捕され被害児童が一時保護されている間に、警察は捜査を続ける。そのために警察は、被害児童への事情聴取を行ったり、児童相談所に情報の提供を求めたりする。一時保護中の被害児童には、児童相談所も各種の診断のための面接を行ったり、一時保護解除後の援助についての説明や意思確認を行ったりするし、被害児童が精神的に不安定になることもある。そのため、警察や検察の事情聴取との日程調整が難しくなる場合もあるが、これらの調整は派遣警察官の仕事である。

¹⁷ 一時保護がなされるのは、児童虐待事案に限らない。たとえば、子どもの両親ともに何らかの犯罪で逮捕され、子どもの面倒を見る者がいない場合にも、一時保護が必要となる。薬物事犯での現行犯逮捕のような場合には、児童相談所には予期しない一時保護が迫られることになる。警察と児童相談所の間でもっとも揉めるのは、警察から非行少年（触法少年・虞犯少年）を身柄付きで通告する場合である。警察官によっては、一時保護により少年の身柄を拘束できると誤解して、取調べのための出頭確保や共犯である親との分離を目的に一時保護を求める場合がある。しかし、実際には一時保護では身柄の拘束はできず、少年の無断外出を止めようがない。他方、一時保護所は恒常的に満員であるし、児童相談所から見ると、親による監護が可能な比較的年長の児童は一時保護の優先順位が低いし、無断外出の可能性が高い児童を一時保護所に容れても一時保護の意義が乏しい。このような理由で、双方の立場が大きく異なり、激しい対立が生じることがある。派遣警察官は両者の間に入り、相互の立場や考え方を説明して、とくに警察への説得を行い一時保護を断ることもある。

また、児童相談所に対して警察から捜査関係事項照会（刑事訴訟法 197 条 2 項）が発せられることがある¹⁸。これへの回答文の作成は、派遣警察官じしんが行うこともあれば、派遣警察官の協力を得て担当ケースワーカーが行うこともある。警察が必要とするのは、構成要件に該当する犯罪事実に関わる情報なので、派遣警察官がそれに必要と判断したものに限って回答する。捜査官にケース記録そのものを見せることはない。

事件化した加害親を逮捕せず任意捜査を行っている場合や、逮捕したが家族等との接見を禁じない場合などに、警察から児童相談所に対して、加害親本人または非加害親などの家族への接触を控えるよう要請することがある。こうなると、児童相談所は自らの業務が進まないで困ることになるが、そのような場合には派遣警察官が要請の理由を児童相談所に説明することになる。

加害親が逮捕されたら、児童相談所は、その者が勾留されるか、いつまで勾留されるか、いつ釈放されるかに関心を持つ。加害親の勾留中は、非加害親などの家族に働きかけて家族関係の調整をする好機であるし、加害親が釈放されると被害児童の安全確保がさらに必要になるからである。派遣警察官は、警察に問い合わせた上で、勾留や釈放の予定について大まかな予想を児童相談所に伝える。確定的な情報を伝えることはできないが、勾留請求は検察が行うことで、勾留や釈放は最終的には裁判所が判断することであるので、警察がはっきりしたことを言えないのは当然であろう。

児童相談所はまた、同じ理由で、加害親が起訴されるか否か、起訴後に保釈されるかにも関心を持つ。これも検察が判断することなので、派遣警察官は、手続に関する法的な説明をするほか、同種事案について過去の傾向を話すことができるにとどまる。もちろん、検察が起訴した、または不起訴処分を下した場合には、直ちに警察から児童相談所にも連絡がある。不起訴の場合には加害親が釈放されるので、被害児童の取戻しなどがありえ、被害児童の安全確保を強化しなければならない。また、不起訴の理由の説明もなされる。とくに、警察の捜査に被害児童が協力したにも関わらず不起訴となった場合には、被害児童への精神的な影響が懸念されるので、児童相談所は児童本人への説明のために不起訴の理由についての情報を必要とする。場合によっては、派遣警察官じしんが被害児童や非加害親に説明をすることもある。

(5) その後

加害親が起訴され裁判が終了すると、実刑にならない限り、加害親が自宅に戻ることになる。また、加害親が懲役に処せられても、刑務所から出所すれば同様である。これらの場合には、警察から児童相談所に連絡がある。加害親が児童相談所に対して敵対的になっていることが多く、被害児童の取戻しなどがありうる。そのため、派遣警察官は、加害親からの子どもの返還要求の際に同席して児童相談所職員の安全を図ったり、一時保護所や児童福祉施設、里親などに連絡して注意喚起をしたり、これらの場所を管轄する警察署に連絡して安全確保を依頼したりする。

3 児童相談所のケース記録等の確認

派遣警察官は、児童相談所の各種記録を読むことができる。それによって、児童相談所の職員が見逃している危険を、警察官の視点から発見することがある。この業務の形態は、派遣警察官が児童相談所において管理職として処遇されるか否かによって大きく異なる。

派遣警察官が児童相談所の課長級の職¹⁹に就いている場合、全てのケース記録や会議記録、一時保護所の行動記録など

¹⁸ 児童相談所のケース記録には重大なプライバシー情報が含まれるので、児童相談所職員には守秘義務がある。そのため、児童相談所では、警察から任意の資料提出要請があってもケース記録の情報を提供することはせず、守秘義務の解除の法的根拠となる捜査関係事項照会があってはじめて、捜査に必要な部分に限って情報を提供するという扱いにしているようである。なお、ほとんどの個人情報保護条例では、法令に基づく場合や犯罪捜査目的であれば、個人情報の目的外利用や第三者提供を認めているので、捜査関係事項照会は、個人情報保護条例上の例外扱いの法的根拠ともなっている。

¹⁹ 職名は県によって異なるが、担当課長、副課長、主幹などになる。警部の階級（警察署の課長級）にある警察官が派遣される場合には、このような処遇がされることが多いようである。

が児童相談所長の決裁に挙がる前に、他の課長と同じように、派遣警察官も記録を読んで承認しなければならない²⁰。これにより、派遣警察官は、緊急受理会議にかからない事案も含めて、当該児童相談所が取り扱っている全事案を把握することができ、児童相談所の職員が危険性を低く見積もっている事案がないか、安易に終結をした事案がないか、網羅的にチェックすることができる。このようにして危険性を発見する事案は、それほど件数があるわけではない。しかし、児童相談所に常駐している派遣警察官は、毎日1～2時間をこの業務に費やしているようであり、重要な業務と認識されている。

これに対し、派遣警察官が児童相談所の管理職になっていない場合²¹には、決裁前の網羅的チェックは行われず。派遣警察官本人が何らかの形でかかわった事案の記録は決裁前に閲覧するが、それ以外の記録は、希望すれば見ることができるにとどまる。

4 家庭訪問への同行、相談・面談への同席

虐待通告直後の子どもの安全確認のための家庭訪問にはじまって、児童福祉司などによる家庭訪問や親との相談・面接は、児童相談所のもっとも日常的な業務である。派遣警察官は、これに関連して、①加害親が粗暴な人物であるおそれがあるなどの場合に、家庭訪問をする担当ケースワーカーに同行する、②虐待が行われている可能性が高い緊急の事案について、家庭訪問に同行する、③担当ケースワーカーが粗暴な人物と相談・面談をする場合に同席する、といった児童相談所職員の安全確保のための措置を採る。このような業務は、現職警察官の派遣がはじまった当初に児童相談所から期待されることが多いようであるが、警察官OBでも対応可能であり、警察署への援助要請によることもできるので、しだいに重視されなくなる²²。

これらの業務にあたって、派遣警察官が自らの派遣警察官という身分を相手方に明らかにするか、という問題がある。多くの県では、子どもの返還要求のために親が児童相談所に乗り込んできた場合や、面談中に親が興奮して暴力を振るいそうになったような場合を除くと、派遣警察官は児童相談所の一職員として対応し、警察からの派遣者であることを相手方に言うことはない。ただし、1つの県だけは、家庭訪問や面談の最初に、警察からの派遣者であることを明示するという。そうしないで、面談等の途中で警察官であることを明かすと、相手が、警察官であることを隠していたという口実でごねることがあるから、という理由である。

また、児童相談所では稀に、親が面談の場で暴れたり、一時保護中の子どもを取り戻すために怒鳴り込んだりするという事件が生じることがあり、派遣警察官による加害者の取押えや現行犯逮捕が期待されることがある。このような事案への対応のために刺股などを導入する児童相談所があり、職員への使用法の講習を行うことがある。

なお、安全確認のための家庭訪問や一時保護、立入調査といった児童相談所の行政権限の行使の際に、相手方の抵抗が予想される場合には、警察への援助要請をすることができる（児童虐待防止法10条）。この連絡調整も派遣警察官の業務であるが、職務執行の援助を行うのは所轄警察署の警察官であって、派遣警察官じしんではない。派遣警察官は、児童相談所の職員としての資格で一時保護や立入調査に同行するが、警察官としての職務執行はできないからである²³。児童相

²⁰ 緊急の決裁が必要な事案では、所長の決裁後に記録が回ってくることも、少数ながらあるようである。

²¹ 警部補の階級（警察署の係長級）にある警察官が派遣される場合には、児童相談所では係長級で処遇されることが多いようである。派遣警察官が警部補であって係長級で処遇されているが、児童相談所の決裁対象記録をすべて承認するという県が、1つだけあった。

²² 市町村の職員が家庭訪問を行ったり相談・面接をするときにも、同様のニーズがある。県によっては、児童相談所に派遣中の警察官がそれに同行・同席したり、派遣経験のある警察官に応援の要請があったりするようである。

²³ 派遣警察官が転籍出向している場合には、警察官の身分を離れているので、警察官の権限を行使することは法律上許されない。派遣警察官が併任であって警察官の身分を有している場合でも、児童相談所の職務執行を援助するのは、児童虐待防止法10条の明文上、警察署長所属の警察官であるから、警察本部所属の派遣警察官が警察署長の指揮下に入ることはない。

談所が臨検・捜索を行う場合に警察への援助要請をするのも、同じく派遣警察官の業務となるが、インタビューをした範囲では実際の事例はなかった。

5 警察と児童相談所の連絡会議等への参加

多くの県では、警察（警察本部の人身安全対策課または少年課と警察署の生活安全課）と児童相談所との間で、定期的な連絡会議を開催している。また、県内の児童相談所と県の児童福祉担当部局との間でも会議が開かれる。その時々重視されている問題が討議されるほか、双方からの要望を述べ合ったり、各児童相談所で取り扱った参考となる事例の報告がなされたりするようである。これらの会議にも派遣警察官は参加している。警察官OBが児童相談所に再雇用されているところでは、警察と児童相談所の連絡会議には彼らも出席する。

なお、要保護児童対策地域協議会については、実務者会議には児童相談所の係長が、個別ケース検討会議には担当の児童福祉司が出席するのが通例のようで、派遣警察官が出席することはないとのことである。

6 警察官・児童相談所職員への研修

児童虐待に関連する職員研修は、警察でも児童相談所でも充実してきているが、派遣警察官は、その企画・調整を行い、研修の講師を務める。具体的には、まず、多くの県で立入調査や臨検・捜索の合同訓練が行われている²⁴。また、警察学校の初任科において児童虐待についての入門的な講義を行ったり、警部補任用科や生活安全専科でより専門的・実践的な研修を行ったりする。刑事専科でも、警察捜査と児童相談所との関係について研修を行う県もある。近年重視されているのは司法面接に関するものであり、派遣警察官じしんが警察庁や民間で行われている研修に参加して、他の警察官にそれを伝授することもある。人身安全専科や刑事取調専科で児童心理司や大学の研究者が子どもに対する聴取技法について講義をする例もある。逆に、児童相談所の職員に対する研修としては、少年非行に関するものを行うことが多いようである。

警察官の派遣が始まってからの期間が長くなると、この種の研修の内容が徐々に充実し、実践的なものとなるほか、研修の対象も拡大される。ある県では、児童相談所管内の全警察署に派遣警察官と児童福祉司がおもむき、全警察署員を対象に、児童虐待に関する基礎的な知識と児童相談所の体制や一時保護所の現状について講義を行っている。全署員を対象にするのは、夜間や休日の当直に生活安全課員がおらず、他の部門の警察官が児童虐待事案や非行事案を取り扱う可能性があり、そのような場合に警察官が児童相談所の当直体制が弱いなどの事情を知らないと、警察と児童相談所との間で無理解によるトラブルを起こすという事案があったからである²⁵。

7 その他の業務

以上が派遣警察官の主要な業務であるが、他に、一部の県で行われている業務がある。ごく簡単に列挙する。

平成30年7月の児童虐待防止に関する関係閣僚会議決定などを契機として、児童相談所から警察へのいわゆる全件共有の取組みが広がりつつあるが、すでに全件共有を行っている県では、児童相談所から警察へ月ごとにまとめて送る情報²⁶の確認を派遣警察官が行っている。

²⁴ 警察学校の模擬家屋を利用した実地訓練はどの県でも行われているが、ある県では、児童相談所の出動までのプロセスを警察官に理解してもらうために、模擬受理会議を行って警察官に見てもらっている。

²⁵ 派遣警察官じしんの研修の場として、中部管区警察局と近畿管区警察局との合同で、各警察本部の児童虐待担当課長補佐と派遣警察官を集めた会議が定期的で開催されている。参加者が担当した事案を相互に紹介することなども行われるようである。

²⁶ 全件共有の方法は各県で工夫されており、共同のデータベースを構築するといった本格的なものもあるが、この県では、直ちに個別に通報すべき重大事案を除いては、1ヶ月ごとに児童相談所が扱った全事件の一覧表をエクセルデータで警察本部に送るという方法で行っている。1件につき1行で概略を示したのみで、事案の内容までは記載しないとのことである。

ある県では、派遣警察官が児童相談所の児童福祉司としてケースワークを担当し、一時保護所の宿直なども行っている。警部補の警察官が転籍出向し児童相談所では係長級で処遇されているところで、児童相談所側は完全に自らの職員と同じという考え方で扱っているということであろう。しかし、多くの県では、派遣警察官には独自の役割があるので、児童福祉司と同じ仕事をするのは望ましくないと考えられているようである。

また、児童福祉法 28 条に基づく家庭裁判所での審判に必要な書類を、派遣警察官が作成あるいは作成協力する、という例もあった。警察官は、司法手続で利用される書類の作成に慣れているからである。もっとも、最近では児童相談所に弁護士配置が進められているので、この業務は弁護士に移行するであろう。

警察官ではなく心理職員が児童相談所に派遣されている県では、児童相談所に常駐しているのではなく週 1 回の援助方針会議の日に児童相談所に勤務するだけなので、警察との連絡調整は派遣職員じしんが行うのではなく、警察署の担当者児童相談所の担当者に教えて直接行ってもらい、ケース記録等の確認も行っていない。しかし、派遣者はベテランの臨床心理士であるので、被害児童との面接をして児童相談所職員に見本を示すなど、職員への指導を行っている。

最後に、派遣警察官の業務として定められているというよりも、必要に迫られて対応した事例と思われるが、警察官の機動力を発揮した事案を伺ったので紹介する。心理的虐待があるとして継続的に児童相談所の支援対象となっていた母子家庭の事例で、虐待者である母親に精神的な問題があった。母親が子どもを連れて姿を消して、離婚した父親を殺すという連絡が同居家族にあったため、家族から児童相談所に電話があった。児童相談所では、家族に対して警察に捜索願を出すように言った上で、すぐに受理会議を開き、無理心中の可能性があるので発見しだい子どもを一時保護することとし、警察に捜索を依頼した。児童福祉司が家族の元におもむき情報を集め、家族に協力するよう説得する（警察を嫌っている家族で、捜索願の取下げを匂わしたため）一方で、派遣警察官が、母親が行く可能性がある土地の警察署（隣県も含む）に直接連絡をして捜索を依頼した。その結果、自宅から 80 キロメートルほど離れたところで無事発見された。

2 派遣警察官の機能と機能発揮の条件

1 派遣警察官の機能・役割

ここまで、児童相談所に派遣されている現職警察官が実際に行っている職務を述べてきたが、このような職務を通じて、派遣警察官がどのような機能・役割を果たしているか、また、そのような機能・役割をより良く発揮するには、どのような人物をどのような条件で派遣するのがよいか、考察してみたい。これから先は、インタビューを受けた派遣警察官が述べた内容ではなく、筆者の見解である。

児童相談所と警察は、それぞれ別々に意思決定をして権限を行使しているので、派遣警察官がそれぞれの意思決定や権限行使にどのように関わるかという観点からみると、次のように整理できるであろう。

① 児童相談所の意思決定に対して警察官の視点を反映させること

主に、児童相談所の受理会議への参加と、ケース記録等の確認を通しての危険の見逃しのチェックがこれに該当する。警察官は児童相談所職員に比べて、児童虐待の危険性を高く見積もり安全確保の必要性・緊急性を高く評価する傾向にあり、警察への通報や事件化依頼についても、おおむね積極的である。派遣警察官は、そのような評価を児童相談所職員に伝えて考慮を促し、ボーダーラインの事案で児童相談所の権限行使を積極化させようとする。また、児童相談所職員とは事態対処のスピード感が異なるので、危険性のある事案には早急な対処を主張する。このような警察官の考えを児童相談所に理解してもらい、実際に意思決定に反映させるためには、考え方の異なる相手を説得できる力量が必要である。

もっとも、派遣警察官が自らの判断に固執し、児童相談所の意思決定を阻害するようなことがあれば、警察に対する児童相談所の不信感を強めるので、派遣警察官は児童相談所の考え方も理解し、柔軟に討論を行い、最終的には児童相談

所長の判断に従うのでなければならない。警察官の中でも、柔軟な考え方をし協調性のある人物が選ばれる必要がある。

② 警察の意思決定に対して児童相談所の意見を伝えること

事件化判断や一時保護要請に関して、警察に対して、児童相談所の意見や判断を伝えることである。警察の職権行使は児童相談所の業務にきわめて大きな影響を与えるにもかかわらず、警察とりわけ刑事部門はそのことを十分に理解してはいないように思われる。また、警察官は、子どもの心理や発達・成長について専門的な知見を有してはいないのに、事件化という被害児童のその後の人生や家族の行く末にとって重大な判断を行っており、それには児童福祉の専門家である児童相談所の考え方を一定程度反映させる必要がある。警察が児童相談所の考え方を理解し尊重するようになるには、双方の信頼関係の構築が必要であろうが、派遣警察官はその構築に大きく寄与しているように思われる。

③ 児童相談所と警察の双方が並行して権限を行使するにあたって、調整をすること

児童相談所が関わっている事案について警察が事件化をし捜査をする場合である。前述のように、派遣警察官の業務の中でもっとも大きなウェイトを占めるもので、さまざまな場面で柔軟な対応が必要とされる。警察と児童相談所はともに、権限行使に際して、相手が機密を保ちたい情報を必要とする。その情報を相互に伝えるのが、派遣警察官の役割である。場合によっては、双方の権限行使のタイミングの調整も行う。当然のことながら、機密性の高い情報を伝えあうには、双方の機関間の信頼関係が前提とならなければならない。派遣警察官は、その業務を通じて相互の理解を深めることによって、この信頼関係の構築を図っている。

④ 児童相談所職員の職務執行への協力を通じて、職員の意識を変化させること

派遣警察官は、児童相談所職員の日常的な業務への協力、たとえば、担当ケースについての相談・助言や家庭訪問への同行などを通じて、児童相談所職員の意識の変容を促しているようである。派遣警察官からみて児童相談所職員は、危機感が低く行動が遅い、子どもの安全確認の方法も徹底していないなどと感じられることもある²⁷。そこで派遣警察官の中には、児童相談所職員に日常的な指導を行って、人材育成に協力しようという意識を持っている者が多い。派遣警察官じしんが警察では警察署の係長や課長といった管理職を経験しているので、組織全体の運営や人材育成についても高い関心があるのである。

2 派遣警察官の機能発揮の条件

以上のような複雑で困難な機能・役割を果たす派遣警察官には、有能で、柔軟で、自らと異なる考え方を持つ人とのコミュニケーション能力が高い人物が選ばれる必要がある。インタビューでお会いした方々は、いずれもそのような方で、各警察本部が人選に配慮していることが伺えた。

派遣警察官に児童相談所の感想を伺ったところ、ある方から、児童相談所の仕事にはグレーゾーンのものが多く、複雑な判断が必要で、大変であろう、との発言があった。警察官の特性として、加害者は悪、被害者は善というパラダイムに立って、悪を懲らしめ正義を実現するために自分たちは仕事をしている、と考えている方が多いように見受けられる。そうだとすると、虐待をする親も困難をかかえている支援対象ととらえ、援助によって家族全体の関係性を変容させていくという児童相談所の仕事は、白黒がはっきり付かない「グレー」な判断の連続に見えるであろう。派遣警察官には、このように、自らの判断のしかたを相対化することができる柔軟性が必要となろう。

さて、人柄や人物像を論じて印象論の域を出ないのでこの程度にとどめ、最後に、派遣警察官の処遇などの外的な条

²⁷ この点は、あくまで派遣警察官から多く聴かれた感想であり、筆者が児童相談所職員全般についてこのように評価しているのではない。警察官と児童相談所職員が受けてきた教育・訓練の違いや、組織の本来的目的の違いが反映しており、安全・治安の確保のために強制力を行使する警察と、本質的にはカウンセリング・支援機関である児童相談所とは、職員のメンタリティが異なって当然であろう。

件を検討することにしよう。

(1) どの部門の警察官がよいか

心理職員を児童相談所に派遣している警察本部があることは前述したが、それを除いて、派遣警察官の所属部門は、ほとんどの県で生活安全部門とくに少年警察である。児童虐待の被害者保護と少年非行対応を担当するのが少年警察であり、業務の中で児童相談所と関わることが多いので、児童相談所の業務との親和性を考えると、自然にそうなるのであろう。

しかし、1つの県のみは、刑事部門出身者を児童相談所に派遣している。この県でも、派遣がはじまってから4～5年は少年警察出身者、とくに警察署の生活安全課長を経験した警部を派遣していたが、数年前から刑事部門で強行犯捜査の経験が長い警察官を派遣するようになった。児童相談所に対して警察の捜査に関して説明をするには、児童虐待の捜査の経験が豊富な方がいいし、事件化についての児童相談所の意見を警察の刑事部門に伝えたり、事件化や逮捕・勾留などに関する情報を警察から得たりするにも、より円滑に進む場合があるからである。派遣警察官の業務の中で、事件化に関連するものももっとも困難で重要であるという判断に基づいて、刑事部門の警察官を児童相談所に派遣するようになった。児童虐待対応に関して、警察組織の中で、被害児童の安全確保を担当する生活安全部門と、加害親の捜査を行う刑事部門との連携に問題があることが指摘されているが²⁸、この県では、児童相談所と刑事部門との間で派遣警察官が直接連絡を取るという方法で対処しているわけである²⁹。

(2) 派遣される警察官の階級

派遣警察官の階級をみると、多くの県でベテランの警部補であり、警部を派遣している県は少数であった。警察署運営の中心となる警部は貴重であるから、それを警察以外の機関のために割くのは、人事上も難しいであろう³⁰。

しかし、派遣警察官じしんからは、職務の内容を考えると、警部が派遣されるのが望ましいという意見がほぼ共通して挙がった。事件化について児童相談所を代表して交渉する際に相手になるのは、主として警察署の刑事課長で警部であるから（県によっては生活安全課長が間に入る）、派遣警察官も警部であれば話がしやすい、という理由である。もっとも、警部とベテランの警部補との間であれば、階級の違いはそれほど気にならない、という人もあり、それほど重視すべき点ではなさそうである。

階級の違いが問題となるのは、児童相談所において管理職として扱われるか否かにも関わる。1－3で述べたように、警部（警察署の課長級）が派遣されると児童相談所でも課長級の職で処遇され、児童相談所長が決裁するすべての書類の確認を職務として行うことになる。それにより、児童相談所による危険性を見落としを網羅的にチェックできるという利点は大きい。

(3) 出向か併任か

児童相談所に派遣された警察官の身分上の取扱いは、出向（転籍）と併任（狭い意味での派遣）の双方がある。転籍出向の場合には、出向期間中は警察官の身分を失い、児童相談所（正確にはその設置主体の都道府県や政令指定都市）の職員となるが、併任の場合には、警察官の身分を持ったまま、児童相談所の職員としての身分も併せもつ。この両者には、次のような相違がある。

²⁸ 田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」社会安全・警察学4号（平成30年）42頁。

²⁹ この県の警察本部は小規模で、刑事部門と生活安全部門との間で幅広く人事異動もあるなど、もともと刑事部門と生活安全部門との垣根が低いという背景もあったようである。そのため、刑事部門が児童相談所に直接関わることについて、それほどの違和感はなかったとのことである。派遣警察官座談会において、刑事部門と生活安全部門との距離感は、警察本部の規模や人事慣行などによってかなり異なるという印象が感じられた。

³⁰ ただし、ある県の警察本部少年課長は、派遣警察官を転籍出向させるのであれば警察官の定員外になるので、仮に警部を派遣したとしても、その分は警部補を昇任させて埋めればよく、人事運営上の問題は少ないはず、と述べた。

まず勤務場所と勤務日の点では、転籍出向の場合は完全に児童相談所の職員となるので、児童相談所に常駐することになり、児童相談所と関係しない職務を行うことはない。併任の場合は、警察本部に執務機があり、週に何回か児童相談所に通う。警察官としての職務（こちらが本務である）があるので、児童相談所関係以外の業務も行うことになる。派遣警察官が児童相談所に常駐すると、1-1(1)で述べた緊急受理会議に参加し、児童相談所による虐待対応の初動から関与することができることとなる。派遣警察官を出向にして児童相談所に常駐させるメリットは大きい。

なお、どの県でも児童相談所は複数存在するが、そのすべてに1人ずつ警察官を派遣している例は少ない。小規模な県では、中央児童相談所に1名の派遣警察官を常駐させ（転籍出向が多い）、そこでの全会議に参加させるとともに、他の児童相談所へは週1回程度通わせ、その日以外は必要に応じて電話で協議や問合せをするというやり方である。併任の場合には、1人の派遣警察官が複数の児童相談所を担当することも多い。

次に給与の点で、転籍出向の場合には、適用される給与表が警察職給与表から福祉職給与表へと変更になるので、基本給は下がることになる。併任の形で警察官を派遣する警察本部は、この変更による派遣警察官本人の不利益が生じないように配慮しているようである。しかし、児童相談所では恒常的に残業が多く、時間外手当が相当に増えるため、実際に支給される給与は警察官の時とあまり変わらないとのことであった³¹。

警察官の身分の有無が転籍出向と併任とで異なるという点に関連して、併任の場合には警察官としての身分を有しているので、いざとなったら警察官としての権限、たとえば警察官職務執行法上の保護や立入の権限を行使することができる。しかし、そのような場面はまず起こらないため、警察手帳を携帯していないのが普通であり、この点の相違には実際上の意味はない。ただし、1-4で家庭訪問や面談の際に最初から警察官であることを明らかにするという県が1つだけあると述べたが、この県の派遣警察官は警察官の身分を証明するために警察手帳を携帯するそうである。

おわりに

本プロジェクトを進めている過程で、警察と児童相談所の双方から、現職警察官の派遣や警察官OBの再雇用によって双方の連携が非常に取りやすくなった、という声をしばしば伺った。本稿では、どのような実践の積み重ねによって連携が進むのかがある程度解明できたと思われる。派遣警察官は多種多様な業務を通じて、警察と児童相談所の相互理解を徐々に深め、信頼関係を構築し、双方の意識の変容をもたらすきっかけとなっている。本プロジェクトでは現職の派遣警察官のみを対象とし、警察官OBの再雇用との比較は行わなかったが、現職の派遣警察官の業務の中には警察官OBでは代替できないものも多数あると思われる。警察官の児童相談所への派遣がさらに広がり、警察と児童相談所の連携が進んで、児童虐待への対処がより適切かつ迅速に行われるようになることを期待したい。また、児童相談所から警察への派遣や、児童虐待対応の責任が徐々に大きくなってきた市町村と警察との連携体制の構築も、検討される必要があるだろう。

最後に、インタビュー調査を許可していただいた児童相談所と警察本部、紹介の労をおとりいただいた警察庁少年課、調査へのご助言をいただいた清水孝教・岡聰志の両氏（元児童相談所長）、そして何よりも多忙な職務の中で長時間のインタビューを受けていただいた派遣警察官の方々に、深く御礼申し上げます。

³¹ 県によって給与表や手当の金額は異なるし、事柄の性格上インタビューで詳しく聞くことはできなかったため、この点は正確ではない。